

地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおけるコンプライアンス推進規程

平成29年8月1日市立東大阪医療センター規程第65号
最終改正 令和4年9月30日市立東大阪医療センター規程第128号

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 コンプライアンス違反への対応（第8条―第13条）
- 第3章 外部通報（第14条）
- 第3章 雑則（第15条―16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「法人」という。）のコンプライアンスの推進に必要な事項を定めることにより、役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及び条例並びにこれらに基づく命令（告示、通知を含む。）、法人における各種規程（要綱を含む。）並びにこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守し、社会規範を尊重して行動するとともに、業務に際して倫理原則及び倫理を保持することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、役員、職員並びに法人内に勤務する派遣労働者及び窓口等業務委託契約に基づく労働者をいう。

（理事長の責務及び推進体制）

第3条 理事長は、この規程に基づき先頭に立ってコンプライアンスを推進するとともに、その最終的な責任を負う。

2 理事長は、前項にかかる副責任者として、副理事長及び法人本部長を指名する。

3 副責任者は、法人のコンプライアンス体制の確立を図るとともに、法人の業務活動の公正な遂行の確保その他コンプライアンスに関する業務を行う。

4 副責任者は、前項の業務を予め指名した数名の職員（以下「コンプライアンス担当者」という。）とともに行うことができる。

5 第3項に定める業務を確実にを行うため、別に定める要綱により内部統制委員会を設置する。

（役職員等の責務）

第4条 役職員等は、法人の業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが機構の業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、法人の業務活動を発展させることにより、中期目標及び中期計画の達成に積極的に貢献する責務を有する。

- 3 役職員等は、法人の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。
- 4 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告など法人の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、法人の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。
- 5 役職員等は、法人の業務活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。
- 6 役職員等は、コンプライアンスに反する行為の要求があったときは、何人によるものであってもこれを拒否しなければならない。
- 7 役職員等は、自己または他人の業務において、第2条第2項に定めるコンプライアンスの遂行に関して問題ある行為を知ったとき、または疑念を抱いたときは、その経過を記録し、直ちに所属長に通報しなければならない（以下「内部通報」という）。ただし、これにより難い場合又は十分な対応がなされなかった場合は、第8条に定めるその他の内部通報窓口へ通報するものとする。

（所属長の責務）

第5条 所属長は、率先垂範してコンプライアンスの確保を図るとともに、監督責任を十分自覚し、所属する職員等に対する指導監督を怠ってはならない。

（利益相反）

第6条 役職員等は、法人の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。この場合において、役職員等は、自らに関係する事案の処理に関与しないものとする。

第2章 コンプライアンス違反への対応

（目的）

第7条 本章は、第4条第7項の規定による通報への対応に関する事項を定める。

（内部通報窓口）

第8条 内部通報窓口は、以下のとおりとする。

- （1）所属長
- （2）関係局長
- （3）コンプライアンス担当者
- （4）外部窓口

（相談方法）

第9条 すべての役職員等は、前条の窓口へ通報することができるものとする。

- 2 窓口への通報は、上席者を通じて行ってよいものとする。
- 3 窓口への通報は、様式1にて実名で行うことを原則とする。ただし、匿名を希望する者については、匿名で行うことができるものとする。
- 4 窓口への通報は、メール及び郵送によっても行うことができるものとする。

（目的外不使用）

第10条 通報を受けた者及びこれらから当該事項の開示を受けた者は、通報者の氏名及び相

談内容等の一切の事項について、秘密厳守するとともに、コンプライアンス遂行の目的以外に開示ないし使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(受付並びに調査及び措置の開始)

第11条 通報を受けた者は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び通報者の秘密は保持される旨を説明するとともに、相談者からの聴取等により、通報の趣旨の確認に努めなければならない。

2 通報を受けた者は、これを受理しコンプライアンスを確保するために必要な調査及び措置を速やかに行い、様式2にてコンプライアンス担当者へ報告しなければならない。ただし、通報内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法人の事務又は事業の管理、運営及び執行等に係る行為でないとき。

(2) コンプライアンス違反又はそのおそれがないとき。

(3) 苦情、要望、意見又は医療相談に該当するとき。

(4) 内容が抽象的又は不明確であるため、十分な調査を行うことができないと認められるとき。

(5) 是正措置を講じることができないと認められるとき。

(6) 同一の通報者からの同趣旨の公益通報であるとき。

(7) 既に法人が外部通報の対象となった事実に対応しているとき。

(8) 特定人物を誹謗若しくは中傷又は自らの私的利益を図る等の目的であるとき。

(9) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められるとき。3 前項の報告を受けたコンプライアンス担当者は、必要があると認められた場合は追加の調査及び措置を行うものとする。

4 前2項の調査及び措置の要請を受けた者はこれに誠実に協力しなければならない。この場合において、要請を受けた者は、通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

(調査後の対処)

第12条 コンプライアンス担当者は、調査及び措置の結果について、副責任者に報告を行うものとする。

2 副責任者は、前項の報告に基づき、調査の評価、原因の究明及び再発防止策の提言を理事長へ行う。

3 受理又は不受理の結果及び前2項の結果は、速やかに当該通報者へ通知するものとする。ただし、匿名の通報者については、この限りではない。

(通報者の保護)

第13条 役職員等は、窓口へ通報を行おうとする者を妨害してはならない。

2 役職員等は、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。

3 理事長及び副責任者は、通報者が前項の不利益な取扱いを受けた場合は、速やかにその回復措置を図らなければならない。

第3章 外部通報

第14条 法人の事務又は事業の管理、運営及び執行等に係る行為がコンプライアンス違反又はそのおそれがあると思料した市民等が行う通報（以下「外部通報」という。）にかかる窓口を、法人本部に置く。

2 第4条第7項及び第9条第3項から第13条までの規定は、外部通報について準用する。

この場合において、「役職員等」とあるのは「市民等」と読み替えて適用する。

第4章 雑則

(罰則)

第15条 本規程に違反した者については、就業規則等に照らして厳正に処分する。

(委任)

第16条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日市立東大阪医療センター規程第128号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

様式1 (第4条関係)

年 月 日

通報窓口 担当者 宛

通報用紙

地方独立行政法人市立東大阪医療センターコンプライアンス推進規程に則り、
下記のとおり通報いたします。

記

1. 通報者氏名・連絡先等

氏名	住所
電話番号	メールアドレス
下記被通報者との関係【任意】	
所属・役職等【任意】	

2. 通報内容

被通報者 (役職・氏名)	
日時	場所
違反していると思われる法令	
客観的資料 なし・あり (添付してください)	
内容	

3. 法人からの連絡 ※匿名 (「1.」の氏名や連絡先が空白) の場合は、いたしかねます

受理・不受理の通知	希望する・希望しない
調査結果・是正措置の通知	希望する・希望しない
通知方法 上記住所へ郵送・上記電話番号への・上記メールアドレス・その他 ()	

以上

様式2 (第11条関係)

年 月 日

コンプライアンス副責任者
(コンプライアンス担当者)

(報告者氏名)

報告書

コンプライアンス推進規程第11条第2項の規定により以下のとおり報告します。

通報者	通報日
場所	
聴取内容	
<input type="checkbox"/> 者へ秘密の保持及び不利益な取扱いがないことを説明したか <input type="checkbox"/> 特定人物の誹謗・中傷や自らの利益等のためでないことを確認したか	
行った調査・措置の内容	
備考	

(担当者記入欄)

氏名
受理日
備考

年 月 日 受理番号